

近世村社会における村医者の活動

— 島原藩豊州御領の事例について —

内田 鉄平

はじめに

近世後期になると村に滞在し医療活動を行う村医者の数が増加し、一村ごとに村医者が置かれるなかで、本稿は村社会を視点に、そのなかで村医者がどのような活動を行っていたかを明らかにしていきたい。怪我や病気は、まさに家族や、「家」の経営にとって直接影響を及ぼす問題であり、村社会の実態を知るうえで村の医療問題を検討していくことは重要であろう。近世後期において、多くの村では医者が在村するようになるが、渡辺尚志氏によれば、急病人への対応のため、村は医者が居ないという「無医村」を嫌い、他から探して解消を図ったと指摘されている¹。

これまで村医者の養成過程や活動に関わる研究は行われており、一定の成果が挙げられているが、その前提となるのは蘭方医学の発展である。特に田崎哲郎氏は、農民出身者がどのような過程を辿って在村医に就くかといった分析を行っている²。さらには、柴田一氏は蘭方医学がどのように民衆世界に享受されていたのか、備中の在村医・千原英舜を事例に考察されており³、平野満氏は近世後期の鳥取藩を事例に、医師の存在形態として百姓から藩の医師になろうとする動きなどを検討されている⁴。また、長田直子氏は、武蔵国北多摩郡の医師である本田家に視点を当て、幕末期における医者の養成過程について

明らかにされた五。

同時に、村に定住した村医者がどのような医療活動を行っていたのか、この村内における医療行為については、中村文氏による分析や六、「頼み証文」を事例に、治療における医者と患者との関係に注目された細野健太郎氏によって徐々に明らかにされている七。

ただし近世村社会においては、病氣や疫病への対応は当初より医者 of 独占的な役割ではない。つまり祈祷師による活動もまた、医療行為の一環であった。特に広域的に発生する流行病などへの対応は中村氏が分析されたように、近世後期においてもなお、祈祷師による信仰の力に頼ろうとする動きが見て取れた八。しかし、やがて医療行為は医者による治療が先行されるようになる。これこそ、青木歳幸氏が指摘され信州の村々を事例として検討されたように、在村蘭学の発展が各地において見られたためであろう九。

この在村蘭学の発展により村医者の数は増え、それにより、専門医が誕生し医療の選択も可能となったとされている。また青木氏は「地域にはそれぞれ蘭学の受容・展開の歴史の変遷とともに生じた各地による特色、すなわち地域特性があり、それらを明らかにすること」¹⁰とも述べており、この指摘が意味することは全国的視野に立って在村蘭学を検討するためには、各地の村医者たちの活動を丁寧に見ていくことの積み上げが不可欠であると思われる。さらには、受容される地域的な問題を踏まえるには村社会との関係から村医者の活動を見ていく必要があるのではないか。これまで研究対象地が、関東や甲信越、中国地方と若干偏りのあるなかで、長崎の影響が大きく、蘭学の隆盛な藩として中津藩がある東九州地方における蘭学受容の実態の分析を試みたい¹¹。

以上のような問題を鑑み、本稿では東九州に位置する島原藩の飛び地領を事例に考察していきたい。

では分析地である、島原藩の飛び地領について本稿を理解するための説明を行いたい。島原の乱後、肥前島原には高力氏が配置されたが、この高力氏は執政の不手際を問われて改易となり、その後、丹波福知山から譜代の松平（深藩）忠房が入封したのが寛文九（1669）年である。

松平氏が入封した際の藩領は、島原半島部の三万八千石と、新たに豊前・豊後国境付近に二万八千石余の飛地領が加えられて、およそ六万六千石の所領高となった。この飛地領は正式には豊州御領と呼ばれ、両国国境域の五組九十九か村から成り立っている。豊州御領の五組は、豊前国宇佐郡に山蔵組・橋津組・長洲組の三組と、豊後国国東郡の高田組・田染組の二組から構成されている。

国名	郡名	組名	村名	村数
豊前	宇佐	橋津	橋津 日足 出光 金丸 西屋敷 江熊 両 戒 山 立石 水崎 東大堀 青森 荊 宇田 西木 和木 岩崎	17
		長洲	長洲 蟻木 西大堀 松崎 佐々礼 金屋 高森 宇佐 小向野	9
		山蔵	熊 房ヶ畑 内川野 山蔵 佐田 丹尾 久 井田 矢崎 飯田 木裳 原 南毛 下市 折敷田 新原 上市 古市 龍王 大仏 辻 恒松 田之口 中山	23
豊後	国東	高田	高田 犬田 楢林 下来縄 上来縄 川原 野部 田福 雷 知恩寺 高宇田 鴨尾 井 田 荒尾 大刀 築地 松行 長岩屋 黒土 大平 草地 入津野 中伏 算所 志手 柴 崎	26
		田染	森 佐野 奥畑 小田原 横嶺 小崎 中 間戸 真木 湯平 園木 熊野 田ノ口 大 曲 観音寺 沓掛 上野 相原 池部 落 新城 梅木 一畑 加礼川	24

註)『執腕録』(別府大学附属博物館所蔵)記載内容を参考にしたものである。

成されている。

本稿で使用する史料は、別府大学附属博物館所蔵の『橋津家文書』のなかにある大庄屋の日記で、同博物館から刊行された『橋津組大庄屋日記』(一)～(三)、【(一)】:文政八・九年収録、(二):天保四年収録、(三):天保十年収録』を使用する。(以後『大庄屋日記』と記載する。)

日記の書き手である橋津家は、文禄の大友除国の後、喜左衛門正永が当域の大庄屋として定着し、庄屋としての系譜がはじまるとされている。本稿に登場する、橋津金十郎(正興)や兎久之丞(左源太・専之助・正辰)は十九世紀から幕末期にかけての橋津組の大庄屋である。大庄屋の下には各組に庄屋が置かれていた二。

そこで、本稿では橋津組の『大庄屋日記』を中心に、豊州御領・五組の一つである、橋津組における村医者について考察を進めていきたい。

第1章 村医者の活動について

本章では橋津組の『大庄屋日記』から、村医者 of 村内における活動内容についてみていくことにする。

第1節 村内外における医療活動

本節及び、次節では橋津組における村医者が村内でどのような医療活動を行っていたのかを確認していきたい。

「史料1」一三（天保四年十一月五日条）

一、今日、水崎村西光寺、口中腫物出来、村内医師呼候段届出候ニ付、翌日相届候処、村内之儀ニ候ハハ、出入其節々大庄屋方へ届出可然、届ハ出スニ不及段被仰聞、右之趣、書状ニて申遣ス、

「史料1」は水崎村の西光寺の関係者が口内に腫れ物が出来たため、橋津村へ水崎村の医者と呼ばうとして、届け書きを出すようとしている。村への出入りに関しては大庄屋へ届け出をするようになっていた模様だが、その後の「届ハ出スニ不及段被仰聞」とある文言からは、おそらく代官への届け出は必要ないということであろうか。つまり、村外の医者と呼ばふ場合には大庄屋への届け書きが必要だったものの、「史料1」は届け出を代官に対しても行おうとしたことから、代官にはその必要が無いと記載したのでろう。村外の村医者に治療を頼む場合は、大庄屋への申し出が必要であった。しかしながら、このような医療行為は『大庄屋日記』には問題が起らない限り記載されることのない行為であっただろう。

次の史料は、治療のために村外へ出かける様子についてのものである。

「史料2」一四（文政八年四月六日条）

一、青森村庄屋仁助、口中痛御座候二付、中津医師方へ出、養生いたし度、日数五十日限御切手願出、相達ス、

「史料2」は青森村の庄屋・仁助が口中の痛みの治療として「中津医師」へ養生しに、日数五十日期限の往来手形を願っている。今度は「史料1」とは異なり、自らが治療のために出掛けるという事例であり、こういった場合の他出は多くあり、例えば、文政八年の一月二十五日条の『大庄屋日記』では、橋津村の松本奥左衛門と女房、娘の三人で、娘の眼病の治療のために筑前国須恵まで出掛けるので、日数百日期限の往来手形をもらっている一五。

そのほかにも、『大庄屋日記』には度々、庄屋や大庄屋自身も湯治として、近隣の別府温泉・鉄輪温泉などへ出掛けていく。当時としては、このような温泉による湯治などの治療も非常に有効的であると考えられていたようである。しかしながら、遠方に治療のために出掛けていく家族や湯治を行なう者は、村社会にあって経済的に余裕のある大庄屋や庄屋などの村役人クラスに限られる傾向であり、実際には村内においては村医者が日常の医療活動を行っていたものと思われる。

このように、経済的に余裕のあるものは村医者に診てもらわずに、遠方の医師に治療を頼み出掛けている。評判などを聞きつけて、遠方まで治療に出掛けたものと思われるが、その背景には専門医が各地に登場しつつあったのではないか。例えば、眼病ならばあの先生に診てもらおう、などという意識を患者が持ちはじめ、経済的に余裕のある庄屋などはそれが可能であったのだろう。

第2節 疫病と村社会

では次に、広域的な流行病が発生した場合における村社会の様相についてみていきたい。橋津組の『大庄屋日記』には、疫病が発生した際には、「史料3」のように大庄屋が代官に対して祈禱札を求める様子が記載されている。

「史料3」二七（天保十年五月二十八日条）

一、御祈祷御札式百枚 橋津村

岩崎村

右村は、当時時疫流行仕候間、書面之通、御役所御祈祷御札御渡被下置候様、願出申候間、此段相叶候様宜被仰上可被下候、以上、

五月廿八日

橋津左源太

御代官宛

このように、村社会全体を揺るがすような疫病が発生した場合には村の医者では対応できないのであろう。先述の中村文氏が分析されたように、村における疫病の発生は、近世後期においてもなお信仰の力に頼らざるを得ない状況であった。

次の史料は、橋津組の近隣で、中津藩領の村である豊前国下毛郡西屋形村の庄屋の日記（「記録并聞書扣帳」）であるが、安政五年のコレラ流行の様子が記載されてある。

「史料4」一八

安政五年八月八日、長崎松浦善右衛門と申者、唐物業種持来テ此辺ニテ未タ古了里病ハ流行無之哉、長崎辺ハ、殊之外流行いたし、重き者ハ、朝煩ひ出し、夕方死ス、夕方煩ひ出シ、夜明比死者多く、三日も相立候得は、大方全快いたし、病出し霍乱の仕出しニテ、吐瀉強く、手足ひへ、別て腰より下も冷ル故、医師參府、湯を相用ひ死ス者多く、後ハ、色々工夫在之、療法宜相成候死者稀なり、前薬前断之通、此比、公儀御穩便ニ在之候得共、諸国共ニ、村々氏神宮を昇出シ、

御祈禱いたし、大般若を繰候村々もあり、家毎ニ注連繩を張、高田辺ハ、毎夜、花火をたき、四辻ニ割木火をたく所もあり、鉄炮を打村もあり、村之入口・出口ニ高しめをおろし、聞乃おのひあらゆる御祈禱いたす、中津御城ニも、上乃勢留りニて、真言山伏集り、十七日夜、供摩をたき、市中を銅の具を吹き、山伏の勢ひ此毘沙門天乃如シ、此病ひ初ルニと、宇佐八幡にて、諸病除ケ御祈禱在之、当御領分村々家別江御祈禱壹枚宛、村々出入口江大札壹枚宛被下、諸人大悦び仕候、其後、大貞八幡宮も、家別御祈禱出ル、夫より後ハ、所々御祈禱札参り候得共、給不申、九月末方江、京都禁裏様乃火を線香ニ写し、村々ニ持来、手の大指ニ灸をすへてましなひ事多し、九月比、病ひ流行之節ハ、海生魚喰不申、(後略)

史料にはコレラへの対応が記されているが、医師が治療を施すことで、「療法宜相成候死者稀なり」とあり、治療により治ることだが村々は、祈禱を行うなどしている。村や家には注連繩を張り、病気が入らないようにしている様子である。このように、広域的な疫病の発生に対しては、近世後期においてもなお、医者よりも信仰によって不安を取り除くという方法で対処したのであった。

第3節 旅行人への対応

村社会全体を揺るがす疫病に対してはその対応は難しいものの、しかしながら、村医者は村内者への医療活動のみならず、外部から村へ突然訪れる旅行人に対する医療活動にも対処していた。

「史料5」は「執腕録」と題され、大庄屋の執務録として過去にあった出来事や事件などの対応と経過などがまとめられている。そのなかで「旅人病氣付相果候節計向之事」と題された項目があり、旅行中に村を通過しているなかで病氣や怪我または、死亡した場合における村医者の活動が見て取れる。では、詳しく史料を見ていきたい。

一、近例天保六未二月中、山村友吉方江旅人參、致止宿居候処、俄二病氣差発り、相果候段申出、左之通届書出ス、

御届申上候覚

一、昨十五日夜、五ツ半時頃、山村友吉方江廻国躰之者參り、宿貸呉候様申候二付、辞退いたし候処、行倒候趣二而、強而申候間、往来手形二而も所持候哉与相尋候処、手形取出シ為見、無拋相頼候間、止宿為致、夜半過之頃不快之趣二而火鉢等好候二付、遺置候処、次第二氣分悪敷相成候由申候間友吉母庄屋方江申届候二付、早速村役人罷越見候処、年頃四十四・五歳与相見、病氣も重キ体ニ相見候間、国元相尋候処、筑前早良郡山田村吉蔵与申者之由ニ而、去ル文政九年戌十月の姪浜村浄土宗奥徳寺手形申受、諸国順拜ニ罷出候趣を申、寺往来差出候二付、得与改見候処、申分之通ニ御座候、水崎村医師水之江玄庵相招、為見候、寒氣ニ被惱候様子ニ申、薬用等為致候得共、何分快氣不仕、病症相重り、今十六日四ツ時病死仕候二付、番人付置候段申出候間、此段先御届申上候、以上、

二月十六日

大庄屋

御代官宛

一、玄庵の差出候容体書、左之通

病考

旅人年四十余、風寒之害転重、雖然、能察其病因は長途之有心損、元氣虚弱欲手足厥冷依之、與附子湯少雖快方、一二日又病勢加重、種々因転方施治則夜前促其命主死、

水之江玄庵

一、寺往来之通例ニ付略、爰ニ不認候、

右届書ニ病考、寺往来相添、御役所江差出候処、吉蔵死骸は大庄屋見分の上、仮埋申付置寺往来有之候得は、先元役人江山村役人^ノ懸合遣候様、被仰聞候ニ付、例之通死骸見分仮埋ニ申付置、村役人^ノ為懸合候処、先元人柄ニ無之趣返書到来、

其段御届申上候、往還江毎々通、建札いたし候、長文故、爰ニ略ス、

往来手形文面之内ニ、万一何国ニ而も病死いたし候ハハ、其所之御作法を以、御取計可被下旨有之候得は、先方江不
及掛合段、嶋原^ノ御沙汰有之候由、被仰聞候、

「史料5」では旅の途中で、怪我や病気が原因で、行き倒れとなった旅行人への対応を記載したものである。史料には、橋津組内の山村で「旅人」が急病となり、その後死亡したとある。史料の文言では、「宿貸呉候様申候ニ付、辞退いたし候処、行倒候趣ニ而」と記載されているが、これは幕府の見知らぬ旅行人への止宿、逗留を禁じた法令に対し違反していないと述べているが、実際には逗留させ病人を介抱していた。直ぐに村役人へ連絡を行い、次いで水崎村の医者の水之江玄庵が呼ばれている。水崎村から呼ばれたということは山村には医者が居なかったのだろうか。ともかくも、玄庵は病症を看て投棄したものの病人は死亡してしまつた。

次に、玄庵は「容体書」なるものを作成している。容体書とは今で言うカルテのようなものだろうか、そこには死因として「風寒之害転重、雖然、能察其病因は長途之有心損」等と記載している。容体書に関して、細野健太郎氏は、「江戸期において医師の作成する容体書は、傷害事件の発生に伴い、その治療状況報告の為に作成されることを常とする」^{二〇}と指摘され、医者が作成する容体書とは、傷害事件などが村と村との関係に及ぶ場合や村社会に公的な問題として影響が出る場合に作成されるものと言及されている。

旅行人の行き倒れに關しても、同様の問題であり、見知らぬ人間が自村で倒れたり、死亡するなどした場合、後日に支障をきたさないように容体書を作成したものと考えられる。その容体書を作成する際に、医者によって作成されるものに医案書と呼ばれるものがある。次章では村々とのトラブルと医者が作成する医案書をめぐる問題を取り上げていきたい。

第二章 村社会の治安維持と村医者

前章では、村医者の村内における医療活動を見てきたが、近世後期においては、各地に専門医が徐々に誕生しつつあったことを予見させ、経済的に余裕のある者は、敢えて村医者に診察を頼まない。また、村内で発生する疫病では、村医者の能力では対応できずにいた。しかしながら、村人の多くは村医者に治療を頼っていたのである。村医者が医療活動のほかに村社会において、他にどのような活動を行っていたのか。本章では、地域社会において発生する他村とのトラブルをめぐり、そこに村医者がどのように関係していたのか、村社会の治安維持という観点から村医者の存在理由を探っていききたい。

「史料6—①」三二（文政八年八月二十八日条）

一、今晚九ツ時頃、橋津免久之丞^五、飛脚^ニて申候は、御領平ヶ倉村之者、高田町江出候処、辻村喜代助打擲いたし、相手伴蔵辻村江召置見届、組頭参り糺方願候得共、辻村庄屋相分不申趣^ニて、明日立合見分之義申来候^ニ付、早速、喜代助并懸り合之者は、庄屋方江召寄、手堅番人付置候様、庄屋早速罷出候様申遣、いつれ先方書面之趣^ニては、喜代助致方不宜^ニ付、内濟物と相見候故、和木村庄屋友之丞取扱^ニ入可然存候^ニ付、同人は様子^ニ寄、平ヶ倉迄参仕度^ニて、罷出候様申遣、尚又、右之趣、夜中なから源之助不快^ニ付、東作罷出、右之趣相違候処、御役人御奉行所江御達^ニ相成候趣^ニて、追て沙汰可致段被仰聞候^ニ付引取候、先方^六参り候書面、左之通、

事の起こりは一通の飛脚がもたらした書状からはじまっている。なお関連する史料が長いため全文を一度に掲載せず、適宜に分割し考察を行うことにする。

豊州御領の近隣で幕府領であった平ヶ倉村の者が高田組の高田村へ出掛けた際、辻村の喜代助に「打擲」をうけ、動けずに辻村に残っているという知らせが飛び込んできた。「打擲」事件に関わる関係者は庄屋方に呼び出され番人が置かれている。また、近隣の和木村の庄屋が現場に行くなど、辻村の庄屋も状況把握を図っている様子が見て取れる。

大庄屋・兎久之丞の後見人である源之助は夜中であっても、東作なる源之助の手のものが少し話が違ふと御役所へ向かっている。そうして、平ヶ倉村の庄屋から橋津組大庄屋に対し次のような書状が送られてきた。

「史料6―②」三三

未不得御意候得共、弥御堅固可被成御勤役、珍重ニ奉存候、然は、昨廿七日、当村百姓角助外式人、高田町江買物等有之罷出候処、角助儀、木綿老反替之綿風呂敷包、米袋老ツ、高田新町村屋弥三右衛門店にて被盜取候ニ付、早速村屋より詮儀致候処、其節、其御支配辻村喜代助与申人参り合、外ニ人当無之ニ付、村屋弥左衛門男子新太、当村角助与申者老人召連、塩土堤にて追付、相咎候処、見覺あらハ取候様喜代助申候ニ付、手前所持之品ニ付、相違無之とて取返し、新太同道にて右村屋ニ罷帰リ居候得は、辻村喜代助、又々高田江立帰リ、喧嘩を仕掛、及口論候処、村屋親子取扱、相済候て、当村百姓三人連、罷帰リ居候処ヲ、辻村喜代助道掛拔ケ、居村ニ返リ数人頼道口ヲ取、喧嘩仕掛、伴蔵与申者理不尽ニ被致打擲、右ニ付、痛強甚難波候間、辻村庄屋又左衛門江数度相歎候得共、利非相糺呉不申ニ付、同村勝蔵与申者宅江宿貸り臥居候ニ付、今朝6介抱人并組頭見届ニ差越候処、相違無之ニ付、御掛合申候間、御多用ニは御座可被成候へ共、右村江早朝御出張可被下候、拙者儀、医師召連、右場所迄罷越候間、無間違明日御立会可被成候、右御掛合申上度、如斯御座候、恐惶謹言、

八月廿八日

島原御領橋津組大庄屋 徳之丞 様

史料には、当村（平ヶ倉村）の百姓である角助ほか二名が高田町に買物に出掛けた際、村屋弥三右衛門の店にて風呂敷包などが盗まれたとして、辻村の喜代助に詮議がかけられた。結局、辻村の喜代助が所持している品が盗品であるとして、角助たちが取り返した訳であるが、その時喜代助が喧嘩を仕掛け、一旦は収まったものの、その後、喜代助が再度喧嘩を仕掛け伴蔵が暴行を受けている。

辻村の庄屋・又左衛門にこの件への対応を歎願したものの、取り合ってもらえずに、暴行を受けた伴蔵は勝蔵宅を借りて臥せているということである。そうして、今朝になり平ヶ倉村から介抱人と組頭が辻村に来て、事実を確認している。

平ヶ倉村からの書状を受けて、橋津組大庄屋・兎久之丞は次のような返書を出している。なお、手紙の内容である後略箇所は「史料6―②」と大部分が重複するので省略したい。

「史料6―③」二三

此書状差出候処、御評議之上、いつれ立会可致段、返書早々差遣、立会候て痛所見分致、医者連參、先方医者立会にて見候上、医案書取替帰候て、可然何れ内洩取計可然与被仰聞候ニ付、源之助不快故、高田村庄屋吉原運平儀差出候様相決、兎久之丞幼年ニ付、源之助後見故罷出候筈之処、病氣ニ付、糺方も不致候へ共、被仰越候故、不取敢運平名代ニ罷出候趣申通、立会致候手筈ニいたし罷出候、医者ハ高田村山田耕徳罷出候様取計候、和木村庄屋友之丞ハ、近村之事にて、右之様子承掛、早速罷出候て取扱ニ立入候趣ニ取計、三人共、今朝辻村庄屋方立罷越候、先方ハ參候者ハ、組頭・良平方江下宿

取差置候、立会ハ庄屋方立手当致候、返書、左之通、遣ス、

(後略)

「史料6―③」では、大庄屋側がその様子を見分する際に、医者を連れて来て先方の医者と立会い、その時点で医案書を取り替えることを考えている。これは、後日「内済」を行なう前提という認識だが、この時点で双方が「内済」を行う意志を示し、ここにおいてこの医案書が「内済」に向け重要であることが予測できよう。

では改めて事件の全容を確認したい。平ヶ倉村の角助など村人数人が、高田町に買物に来た時に、所持品を盗まれ、その犯人として辻村の喜代助が浮かびあがった。一旦は盗まれた品は角助に戻ったものの、そのことで喜代助が喧嘩仕掛け、ついには暴行に及び、平ヶ倉村の伴蔵が「打擲」を受け、そのまま治療のために辻村に宿を借り臥せており、この件について話し合おうというわけである。では、その後の経過についてみていくことにする。

「史料6―④」二四

此状遣、三人共辻村ニて相待居、銀平も差遣候処、漸七ツ時頃、平ヶ倉村御庄屋半左衛門、同村組頭・栄次、房ヶ畑村庄屋・寛平、医師元明并平ヶ倉村百姓六人、馬三疋連、都合拾人罷越候ニ付、有宇迄宿引老人出置、下宿へ連行為休置、夜ニ入、友之丞挨拶ニ參、酒飯差出、夫々双方立会、半蔵居候宿へ參、様子見分致候上、医案書ヲ認ニ係り候所、先元医者、六ツヶ敷申、何分折合不申、翌朔日ニ相成、漸右書付認方ニ相成候得共、此節之儀ニては、相果不申与認メ候所出来兼候ニ付、手段ヲ替、再度医者立会、朔日之様子見分いたし、医案書認候様取計、数々申談候内、友之丞ハ房ヶ畑庄屋江内済談掛候処、療治代金拾五両も取可申段申候得共、色々申立語り金四両ニて内済相片付、濟口取替証文ニ成、辻村役人江は先元ハ当不申与申候ニ付、辻村ニ申分無之段申向、暫右ニて相済候処、辻ハ先村へ遣候証文ニ、兎久之丞奥印いたし呉候様申候得

共、是迄右様之儀無之、以来庄屋へ之掛合不致、工面与相見候ニ付、右之儀は、内済破談ニ成候共、出来不申間、破談ニ可致与運平ノ手強申向候処、随て先本ノ了簡付參、然は、添書一致與候様申候ニ付、右ニ相決、朔日夜明頃ニ済寄休足致、二日朝、療治代金四両相渡、証文并医案書取替、内済相片付、運平ノも及挨拶ニ暇乞致、運平・耕徳・銀平ハ引取候、右金四兩にて、先本之者婦り人足賃迄不出様ニ相談致、伴蔵儀は駕籠ニ乗セ辻村人足ニ為昇、皆々引取候、友之丞儀ハ、右之見立候上、引取申候、済口証文・医案書、左之通、右何れも引取候上、運平・銀平ヲ東作連れ、御代官所江出、取片付之始末委敷申上、書付類差上置、引取候、

その後「史料6—④」には、辻村に關係者が集まって協議している。平ヶ倉村と橋津組の双方が立ち会って医者が伴蔵の医案書を認めようとしたが、被害者側の医者が難しいという理由などを立て、翌朝になるまで作成を拒んでいた。「相果不申与認め候所出来兼候ニ付」などと言い、医案書作成までに何度か話し合いの場が持たれている。やがて、和木村の庄屋・友之丞から房ヶ畑村の庄屋へ「内済」の相談及び、治療代の話が持ち掛けられ、当初金十五両という金額が運平の交渉などによって最終的には金四兩で決着している。医案書作成を引き延ばしにしていたのは内済金の交渉のためであろうか。そうして、内済の内容を示す「済口証文」を作成し、それを治療代の金四兩とともに医案書と取り替えている。この「内済」に関わる証文と医案書を取り替える行為をどう考えたら良いのであろうか。おそらく、關係する双方の医者によって作成された医案書（史料7）が、公的な証拠としての効力があつたのではないだろうか。そうして医案書を基にして容体書が作成されている。

「史料7」二五

医案

平倉村伴蔵為人被打撲診之惣身無傷処脉洪而

少帶數煩焚而體煩重有嘔血嘔血眼色暗黑舌胎黃白

頭痛膈疼痛大便秘凡打撲之為病以小便不利惡候、

雖然小便少帶赤色而快通宜以局方四物湯加竜腦大麥大黃

養血湯滑涼兼服 サフラン沸湯

文政八酉

八月廿九日

山田耕徳

秦 元明

容躰書

平ヶ倉村伴蔵容躰、前書之通加藥四物湯并兼制

用候処、寒熱往來御座候間兩人立會談之上、紫煩連支湯

用申候、食事は、老度ニ輕菅碗宛給申候、療治業服

仕候ハハ、漸々快方ニも相成可申候、右容躰、如件、

文政八酉

このように医案書には、橋津組側の高田村の医者の子山田耕徳と平ヶ倉村側で房ヶ畑村の医者の子秦元明が連名で記載している。房ヶ畑村は、豊州御領の山蔵組に属しており、平ヶ倉村とは関係が深いのであろうか、この村から医者・秦元明を連れて来ている。この場合、村医者どうし双方の合意を得て、医案書が作成されたものと思われる。その医案書を基に容躰書が作成され

ており、当初、被害者側の医者が医案書作成に難色を示したのは、どのような条件で「内済」するかを交渉していたのではないだろうか。「史料5」にも旅行者が病人で死亡した場合においても医者の水之江玄庵が最終的に大庄屋へ容体書を提出しておりこの場合も、もしかしたら医案書などを参考に作成されたものかもしれない。

本章では、伴蔵「打擲」の一件より、豊州御領及び他村との間で村医者が、紛争解決に一定の役割を演じていたことが確認された。事件に及ぶ範囲が、村内であれば、村役人が主導して医者の治療があっても、医案書は作成されるであろうか。おそらく、事件が他村を巻き込んでおり、伴蔵の容態を記録する必要があるためであろう。「史料6-①」において大庄屋は「喜代助致方不宜ニ付、内済物と相見候故」とあることから、当初より橋津組としては「内済」で解決しようと考えていたのだろう。また、医案書作成する場合においても、双方の村医者の合意のもとでなければならぬ。そこで、村医者が村役人と共に現場に呼び出されている。これは、単なる医案書の作成、交換のみを目的としたものではないだろう。村医者という村のなかにいる知識人の存在とは、彼らを「内済」取り決めの席に同席させることにより、後に支障をきたさないようにする意識があったのではないだろうか。

本章はまさに、村医者による治療もさることながら、村医者の存在が地域社会の治安維持に大きな影響を持つことを示す事例の一つであろう。

第三章 豊州御領と村医者

「はじめに」でも渡辺尚志氏が指摘されたように、近世後期では、村に医者がいない「無医村」の状態を嫌い、自分の村に医者を定住させようとして、他村から逗留などの形式で村医者を確保しようとする動きが見られた^{二六}。しかし、なかにはどこから来たのかわからない医者としての能力に欠けていた怪しい医者たちも多く存在していないだろうか。

そこで第三章では、橋津組が属する豊州御領という地域性の問題を取り上げてみたい。青木歳幸氏が指摘されたように蘭学の受容に関しては、それぞれの地域の特性を考慮することが重要であると述べている。確かに、これまで青木氏が分析されている信州において、例えば在村蘭字が発達した要因のひとつには、信州で盛んに行われた養蚕という産業から火を扱うことで、火傷などの怪我が多いこともあり、村医者の普及と密接に関わっているのではないか。では橋津組に来る村医者たちはどこから来るのか、もしくはどこで修行したのか検討していきたい。

第一節 橋津組の医者

本節では、橋津組内で医者と成る経緯についてみていくことにしたい。「史料8」及び「史料9」は『執腕録』にある「医者成願之事附入医願之事」という項目の内容である。この史料から橋津組における村医者の就任に関する経緯の一旦が見えてくるだろう。

「史料8」二七

一、文政五年閏正月、青森村只右衛門伴茂助医者成願、其外度々有之候得共、略し候、近例天保九戌年水崎村⁶願出、相達し候振、左之通、

奉願候御事

水崎村 茂助

当戌廿九歳

右之者、兼而病身ニ御座候而、農業稼も出来不仕候間、長崎医師浜東明弟子ニ罷成、龍明与改名仕、本道医業仕度段願出申候、依之、村方何之差障も無御座候間、願之通相叶候様、宜被仰上可被下候、以上、

戌八月

村役人

橋津左源太殿

右之通願出申候ニ付、承糺候処、相違無御座候間、願之通相叶候様、此段宜被仰上可被下候、以上、

橋津左源太

御代官宛

「史料8」では青森村の只右衛門の倅、茂助が医者に就きたいとして「長崎医師浜東明弟子」として龍明に改名し、これ以後、医業を本道とすることを代官まで願ひ出ている。このように、医者に成ることを希望する場合は、病身であることから農業が出来ないという、従来各地における文言と同様の内容であり、長崎の医者の子となつてゐる。では、その他の事例についてもみていくことにする。

「史料9」二八

一、文政五年、中津御今津村医師、横井紀雲与申者、青森村江入医願御聞濟、同六未年中津御城下古魚町医師、広山東明与申者、橋津村江入医願、其外、度々有之得共、略ス、近例天保九戌八月願、左之通、

以書附奉願候御事

橋津村

豊後杵築御領小野村医師

野田大有

当戌三拾九歳

家内三人

右之者儀、当村西茂右衛門好身之者ニ御座候処、医術為修行、当戌八月の来ル亥年迄、右茂右衛門引受、借家に差置、医業為仕度段申出候に付、承調候処、人柄実体成者に而、医業も相応に御座候間、此節村方に医者も無御座、

右之者差置候得は、至而村方勝手に相成申候、尤、大有親類共の、茂右衛門方に頼越、先方役人のも私共方に頼参り、往来手形も所持仕、縫成者に而村方何之差障も無御座候間、滞留為仕度奉存候、何分願之通相叶候様、此段宜被仰上可被下候、以上、

戌八月

村役人

橋津左源太殿

右之通願出候間、得与承札候処、書面之通相違無御座候間、願之通相叶候様、宜被仰上可被下候、以上、

橋津左源太

御代官宛

右願之通、御聞濟に相成候処、翌亥春滞留願繼之義願出、書付差出候、尤、文面は大体右之振に而く様々に而、茂右衛門引受、去戌八月の亥年迄滞留為仕度奉願候処、願之通御聞濟被下難有奉存候、然ル処、右之者人柄実体成者に而医術も相応に有之、村内江差置至極勝手も宜御座候、尚此上当亥の来ル丑年三ヶ年之間、是迄通り滞留為仕度趣、書付差出候処、亥年迄ヶ年限りに御聞濟に相成候、其翌年も又願繼候得共、長文に付、爰に略ス、

「史料9」は『執腕録』に記載された「医者成願之事并入医願之事」という項目で、同じように医者に成る旨を代官まで願ひ出ている。文政五年では、青森村に横井紀雲という中津の医者が、文政六年には橋津村に同じく中津の医者、広山東明なる者が入村している。

そのなかで、近年の事例として、豊後杵築の医者である野田大有についての滞留の継続願いの文言が記されている。そこに記載されてある内容から、滞留するに当たり村内の好身の者が保証人となること、また、医業の腕もさることながら人柄実体であり往来手形を所持していることから、身元が明らかかな者であることが求められている。

そして、村へ来た医者たちは、前野良沢が藩医だった中津から来た医者であり、青森村の茂助は「長崎医師」で医業を学んだことから、豊州御領が位置する東北九州は周囲に蘭学が盛んな土地柄で、村に来る医者たちは蘭方医学を学んでいたと推測されるだろう。

第二節 豊州御領における蘭学の地域特性について

最後に前節の内容をふまえ、橋津村の村医者が活動しているその背景として、当該地域にどのような地域特性があるのかを考えていきたい。

前節では、橋津組に「入医」する医者について確認し、「史料9」では、広山東明なる中津の医者が橋津村への「入医」の願いを出している。さらには、杵築の医者、野田大有の「入医」願いもその後出されている。このことは、橋津村が複数の医者に来て欲しいという考えの現れではないだろうか。「史料9」において、当年（天保十年）から、翌年までの滞留の願い届けが出されていた野田大有は、天保十年の「大庄屋日記」において、さらなる滞留の願いが出されている（「史料10」）。

「史料10」二九（天保十年十月十九日）

以書付奉候願御事

豊後杵築御領小野村医師

橋津村

野田大有

右之者、当村西茂右衛門好身の者ニ御座候処、医術為修行、去戌八月の右茂右衛門引受、借家へ差置、医業為仕度段御願申上候処、去戌年并限御聞濟被下置、滞留為仕、尚又御願申上候処、当年限滞留候様被仰付難有奉存候、然ル処、右之者、弥人柄実体成者にて、医術も相応ニ御座候間、村内へ差置、勝手ニも相成候間、尚此上、来子年の来ル寅年迄三ヶ年之間、是迄之通滞留為仕度奉願候、尤、先方村役人の頼越往来切手も所持仕、慥成者にて、村方何之差障も無御座候間、願之通相叶候様、此段被仰上可被下候、以上、

亥十月

村役人

橋津左源太殿

右之通、願出候ニ付、吟味仕候処、書面之通、相違無御座候間、村方願之通相叶候様、宜被仰上可被下候、以上、

橋津左源太

御代官宛

このように見ていけば、橋津組に「入医」する医者は、中津から来る医者が多く、また長崎の医者に弟子入りするなどの事例から、繰り返すと東九州地方における村々の在村医は、蘭方医学を学んだ医者が多いものと思われる。そのことは、中津藩領の西屋形村の庄屋が書いた日記『記録并聞書扣帳』においても、麻疹が流行した際の記載に医者が入手する薬の売買に関する記事からも確認できるだろう。

「史料11」三〇

一、同年、麻疹流行ニ付、医師大迷惑いたし、諸国一統相煩候故、大坂表葉種切にて、中津・高田・玖珠辺葉種や売切、

葉種類は不残□を遣し、候様ニ相成、当方杯ニも葉切、文平相詰申候、犀角・葉胡・前故・柳广・桔梗類、大造直段上り、俄ニ堀申候、養民杯も半日ニも拾軒位、病家相勤候日も、在之、麻疹追出いたし、殊之外長引、八月、九月比と相成候得は麻疹相煩候、若キ男女共大造髪毛抜ル、其中ニ極々ひとひ者は、坊主頭之様ニ相成申候、

「史料11」では麻疹が流行した折、葉が入手できずに医者が困っていると述べている。大坂はもとより、中津、高田、玖珠あたりでも葉が手に入らないとしており、これらの地域には通常では葉が多く集まっていることから、おそらく多くの医者とのやり取りが存在していたと思われる。今後は、これらの地域と村医者の関連性をみていかなければならないが、高田などの町場においてはある程度葉が入手できたのであるまいか。

「史料12」三一

天保十一子十月、謙次郎、医師相統願、左之通、

乍恐奉願口上之覚

一、西屋形村医師屋形元享義、親代に引統医業仕来候所、昨年病氣指起り養生不叶、先日死去仕候、依、跡医者相統之儀、倅謙司江被仰付被下置候様奉願、此者義ハ十六歳ニ罷成、辛島正庵様御弟子ニ御座候間、何卒願之通、右之者江相統被仰付被下置候様奉願候、依之、乍恐御願書指上申候、以上、

子十月

村役人

右御願書指上候所、天保十二丑正月、郷御目附様御調ニ有之、同年二月十七日、左之通り御免被仰付候、

新庄為右衛門様 御出也

山田常右衛門様

「史料12」は、同じ『記録并問書扣帳』に記載された、医師の相続に関するものである。この史料では、医者である屋形元亭は病気が原因で死去し、その子の謙司がその跡を継ぐことを「郷御目附」まで願ひ出ている。

同じように「史料8」には、青森村の茂助が、同じ橋津組の水崎村の医者に成るなどの動きを見せている。これは、遠方からの医者を自村に呼ぶのではなく、村医者を自身の村出身の村人のなかから選んでいくという動きも存在するのであろう。つまり、豊州御領を含め東九州においては、中津などの影響を受け、蘭学を受容できる機会に恵まれて、村では自村の者を医者にしようとする動きが起きているのではないか。

いずれにしろ、橋津組及びその周辺地域においては、地理的な距離も関係して中津との密接な関係がみえてくるだろう。

おわりに

本稿では、村に滞留する村医者が村社会のなかで、どのような活動を行うのか検討してきた。近世後期において村社会には様々な問題が表面化してくる。例えば『大庄屋日記』天保十年には、和木村政右衛門後家みつについての「田地差纏一件」などの記事があり、女性が家の筆頭人として経営を行うことが非常に困難であることがわかる^三。また、近隣の豊後国日田郡の幕府領では、独り身となった者が親類の力を借りながら「家」を経営させていく事例もあるが^三、親類からも援助されない独り身の「家」などこのような「家」では、病氣や怪我において村医者の存在がなお必要不可欠になってくるだろう。

第一章では、村内における医者の活動を確認した。村人が医者から治療を受ける記事は大庄屋の日記に記載されることもなく、日常的に医者から治療を受けていた。おそらく、医者の行動が他村と関係する場合に日記に書き留めていたものと思われる。ただし、疫病のような場合においては医療の力は及ばないところにあった。

しかしながら、村の医者が担う役割は徐々に大きくなっていくだろう。それは、多くの地域には近世後期において新たな産

業が誕生してくる。今までに無い怪我などが発生し、そのことに村社会は対処しようとするのではないだろうか。この豊州御領などは、酒造が盛んに行われている地域であり、酒造株をめぐる記事が度々『大庄屋日記』にも記載されており、おそらく産業の発展と村医者の要望の声は密接に結びついているのではなからうか。「史料9」にあるように「同六未年中津御城下古魚町医師、広山東明と申者、橋津村江入医願、其外、度々有之得共、」として、複数の医者を村内に呼ぼうとする橋津村の事例は、村内においてさえも、医者の専門化の傾向が強まっていることを推測させる。

さらに、村の医者は、医療活動のみならず、村の治安を維持することに一翼を担っていた。第二章の伴蔵打擲一件では、他村との「内済」をめぐる、村の知識人としての村医者が仲裁役として活動していることが確認された。このような揉め事など、何時発生しても不思議ではない他村との問題に対処するため、村に医者が居れば心強いであろう。

最後に、第三章で地域性について若干申し述べてきた。今後において東九州における村の医療活動の様相や展開をさらに考えていく必要があるだろう。

残った課題を申し述べると、本稿が問題とした豊州御領は東九州にあって、中津の蘭学に影響を受けた地域である。そこで今後は当該地域の村々との関係を知るため、中津における医師の組織や活動の様子に焦点をあてることにしたい。

一 渡辺尚志「6章 村人たちのこころ」『江戸時代の村人たち』山川出版社、1997年

二 田崎哲郎『在村の蘭学』名著出版、1985年

三 柴田一「近世後期における在村医の修学過程―備中の在村医・千原英舜の場合―」実学資料研究会『実史学研究Ⅱ』思文閣出版、1985年

四 平野満「村における医師の在村形態―近世後期・鳥取藩領を例として―」『駿台史学』第90号、1994年

- 五 長田直子「幕末期在村における医師養成の実態―本田寛庵と三人の弟子を例にして―」『論集きんせい』第24号、2002年
 なお、本田家における家の経営等を分析された、菅野則子氏の成果も参考とした。（菅野則子「江戸の村医者」新日本出版社、2003年）
- 六 中村文「村と医療―信濃国を事例として―」『歴史学研究』639、1992年
- 七 細野健太郎「十九世紀における頼み証文と地域医療」『立正史学』第97号、2005年
- 八 前掲註（六）中村文「村と医療」
- 九 青木歳幸「在村蘭学の研究」思文閣出版、1998年
- 一〇 青木歳幸「地域蘭学の構想と展開」『国立歴史民俗博物館研究報告』第116集、2004年
- 一一 沼田次郎「九州諸藩の蘭学（洋学）―箭内健次監修『外来文化と九州』平凡社、1973年
- 一二 村井益男・後藤重巳編『宇佐近世史料集 橋津家史料（一）』宇佐市史刊行会、1975年、「序」参考
- 一三 「天保四年十一月五日条」『橋津組大庄屋日記（二）』別府大学附属博物館、1992年
- 一四 「文政八年四月六日条」『橋津組大庄屋日記（一）』別府大学附属博物館、1991年
- 一五 「文政八年一月二十五日」『橋津大庄屋日記（一）』別府大学附属博物館、1991年
- 一六 橋津組の大庄屋日記（一）（二）（三）には、湯治に伴う往来手形の受理に以下の事例が存在する。①文政九年四月二日、岩崎村庄屋、鉄輪温泉入湯②天保四年四月十四日、和木村庄屋、鉄輪温泉入湯③天保十年五月二十一日、日足村庄屋、別府温泉、入湯④天保十年八月十三日、橋津組大庄屋、別府温泉、入湯⑤天保十年八月十日、水崎村庄屋、鉄輪温泉、入湯
- 一七 「天保十年五月二十八日条」『橋津組大庄屋（三）』別府大学附属博物館、1994年
- 一八 「記録并聞書扣帳」別府大学附属博物館、1989年
- 一九 「橋津家文書」『執院録』別府大学附属博物館、1985年

- 二〇 前掲註(七) 細野健太郎「十九世紀における頼み証文と地域医療」
- 二一 「文政八年八月二十八日条」『橋津大庄屋(一)』別府大学附属博物館、1991年
- 二二 「文政八年八月二十八日条」『橋津大庄屋(二)』別府大学附属博物館、1991年
- 二三 「文政八年八月二十八日条」『橋津大庄屋(一)』別府大学附属博物館、1991年
- 二四 「文政八年八月二十八日条」『橋津大庄屋(二)』別府大学附属博物館、1991年
- 二五 「文政八年八月二十八日条」『橋津大庄屋(一)』別府大学附属博物館、1991年
- 二六 前掲註(二) 渡辺尚志「江戸時代の村人たち」
- 二七 「橋津家文書」『執腕録』別府大学附属博物館、1985年
- 二八 「橋津家文書」『執腕録』別府大学附属博物館、1985年
- 二九 「天保十年十月十九日条」『橋津大庄屋(三)』別府大学附属博物館、1994年
- 三〇 「記録并聞書扣帳」別府大学附属博物館、1989年
- 三一 「記録并聞書扣帳」別府大学附属博物館、1989年
- 三二 女性が後家となり、家の筆頭人となる事例については、近隣の日田郡の幕領の成果を参考としてほしい。(拙稿「女性筆頭人と村社会」
- 三三 「大分県地方史」第187号、2003年
- 拙稿「近世後期、幕領村落における村の独り身対策について」青木美智男編『文政・天保期の史料と研究』ゆまに書房、2005年